

速報

(平成 15 年 中)

救急・救助の概要

総務省消防庁救急救助課

救急業務の実施状況

平成15年中の救急出場件数及び救急搬送人員は、それぞれ483万2,878件、457万7,334人（注）であり、年々増加しています。

また、救急自動車による出場件数は一日平均約13,235件で、約6.5秒に一回の割合で救急出場し、国民の約26人に1人が救急車により搬送されたこととなります。

平成16年4月1日現在の救急業務実施体制

消防本部数 886本部（単独 427本部 組合 459本部）

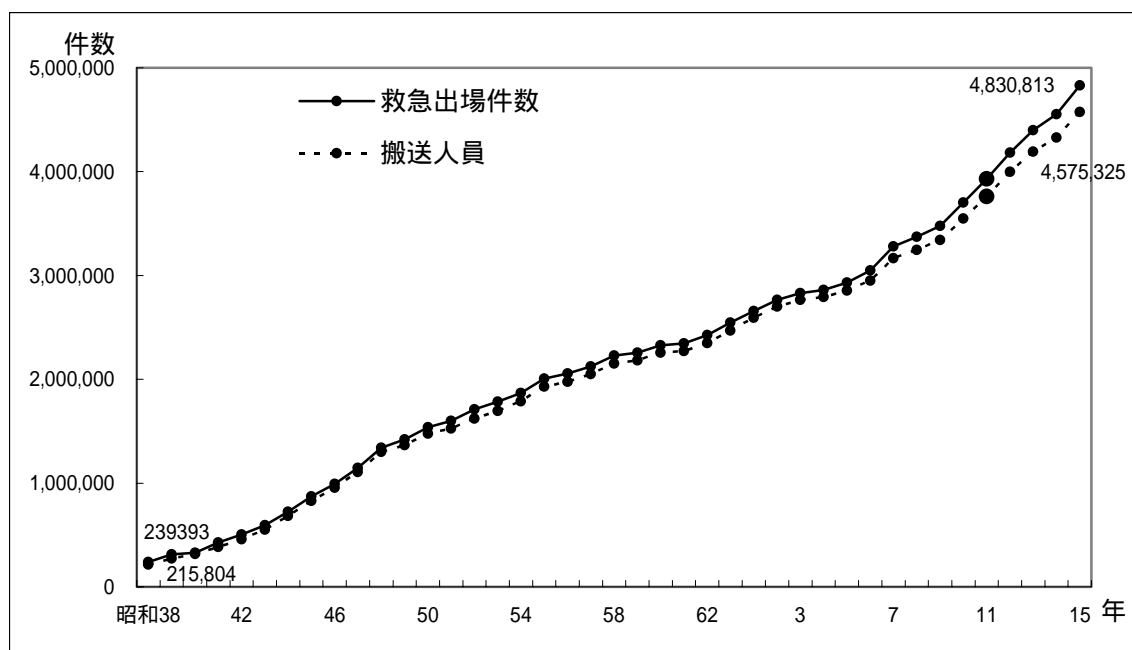
救急業務実施市町村数 3,061市町村（703市 3,061町 498村）

- ・ 救急隊数 4,704 隊
- ・ 救急隊員数 57,936 人
- ・ 救急自動車数 5,637 台

（注）ヘリコプターによる出場件数2,065件、搬送人員2,009人を含む。

救急自動車による覚知から現場到着までの所要時間の全国平均6.3分、救急自動車による覚知から医療機関収容までの所要時間の全国平均は27.3分でした。（第1図、第1表、第2表参照）

第1図 救急自動車による出場件数及び搬送人員の推移



第1表 救急出場件数及び搬送人員の推移

区 分	救急出場件数				搬送人員			
	全出場件数（件）				全搬送人員（人）			
		うち救急車による件数	うちヘリによる件数	増加数 前年比 （％）		うち救急車による人員	うちヘリによる人員	増加数 前年比 （％）
昭和38年	239,393	239,393	-	-	215,804	215,804	-	-
平成11年	3,930,999	3,930,024	975	228,924 (6.2)	3,761,119	3,759,996	1,123	214,380 (6.0)
平成12年	4,184,121	4,182,675	1,446	253,122 (6.4)	3,999,265	3,997,942	1,323	238,146 (6.3)
平成13年	4,399,195	4,397,527	1,668	215,074 (5.1)	4,192,470	4,190,897	1,573	193,205 (4.8)
平成14年	4,557,949	4,555,881	2,068	158,754 (3.6)	4,331,917	4,329,935	1,982	139,455 (3.3)
平成15年	4,832,878	4,830,813	2,065	278,419 (6.1)	4,577,334	4,575,325	2,009	245,417 (5.7)

第2表 救急自動車による救急業務実施状況

(年)

区 分	平成15年中 A	平成14年中 B	比較A - B (前年増減率又は増減数)
出 場 件 数	4,830,813件	4,555,881件	278,419件 (6.1%)
搬 送 人 員	4,575,325人	4,329,935人	245,417人 (5.7%)
時間当たり出場割合	6.5秒に1回	6.9秒に1回	0.4秒
国民当たり搬送割合	約26人に1人	約29人に1人	3人
現場到着平均時間	6.3分	6.3分	0分
収容平均所要時間	27.3分	28.8分	1.5分

高齢者搬送の増加

救急自動車による搬送人員のうち、65歳以上の高齢者数は増え続けており、平成15年中は、これまでで最も多い189万1,902人（全搬送人員の41.4%）となりました。

また、事故種別搬送人員が最も多かったのは「急病」であり、全搬送人員の57.6%を占めました。

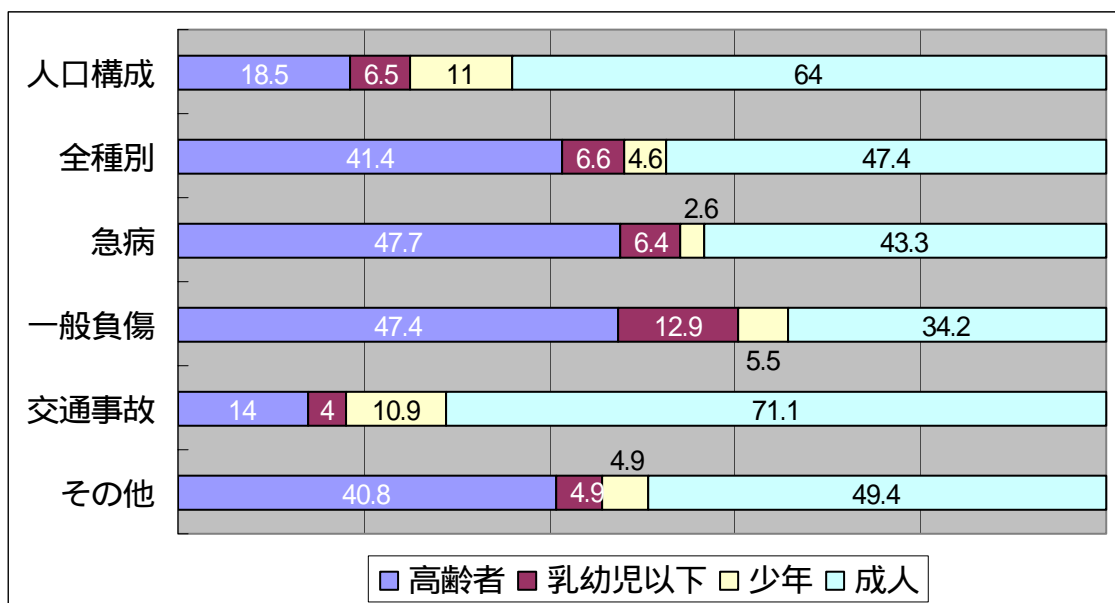
この「急病」による搬送人員のうち、65歳以上の高齢者の割合は47.7%を占めました。

救急自動車による搬送人員のうち、特に65歳以上の高齢者の占める割合は、年々増え続けており、これまでで最も高い41.4%となりました。（第2図、第4図、附属資料1参照）

救急自動車による救急事故種別搬送人員のうち最も多い事故種別は「急病」で、全搬送人員に占める割合は57.6%でした。（第3図参照）

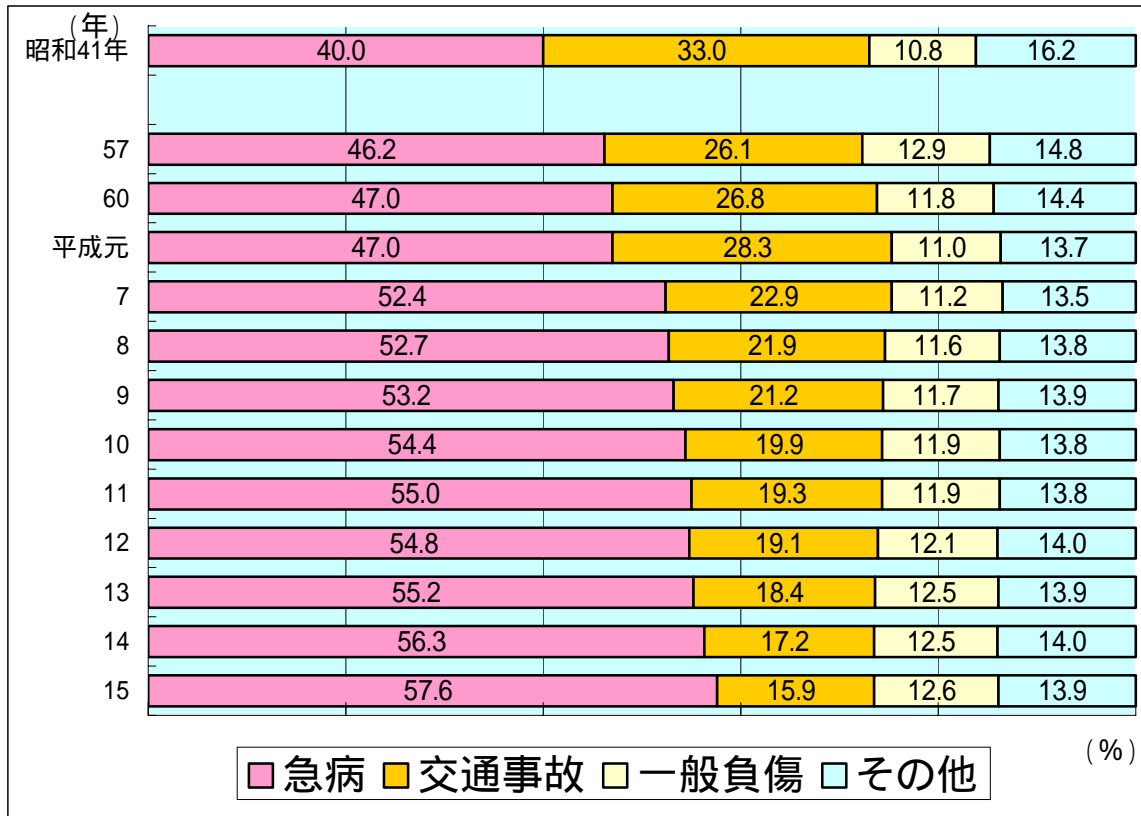
また、このうち65歳以上の高齢者の占める割合は47.7%とこれまでで最も高い割合となっております。（第4図、附属資料1参照）

第2図 救急自動車による事故種別年齢区分の状況（平成15年中）

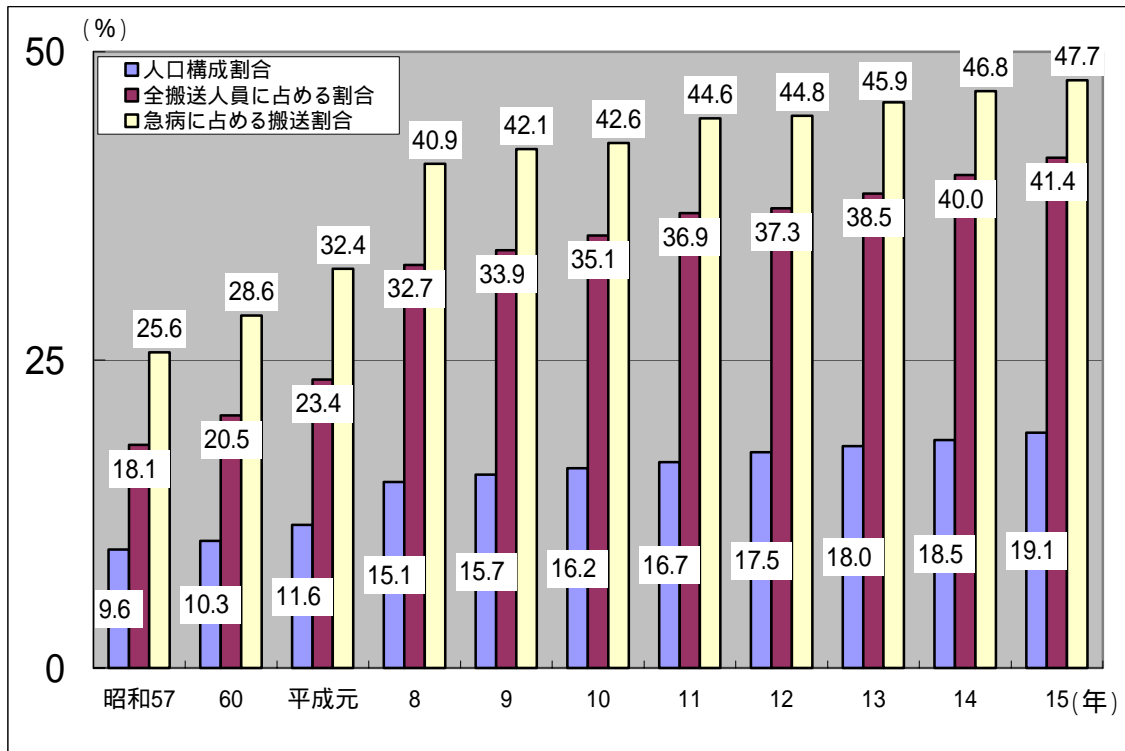


（注）「高齢者」65歳以上、「乳幼児以下」7歳未満、「少年」7歳～18歳未満、「成人」18歳～65歳未満

第3図 救急自動車による事故種別搬送人員構成比の推移



第4図 高齢者の人口構成割合と高齢者の搬送割合の推移



附属資料1 救急自動車による搬送人員及び高齢者の増加推移

年次	総人口 (千人)	65歳以上 割合 (千人)	全搬送人員			急病 搬送人員 総数	急病搬送人員	
			総数	65歳未満 割合	65歳以上 割合		65歳未満 割合	65歳以上 割合
昭和57年	118,693	11,350	2,049,487	1,678,460	371,027	947,624	705,405	242,219
		9.6%		81.9%	18.1%		74.4%	25.6%
60	121,049	12,468	2,255,999	1,793,327	462,672	1,061,054	757,535	303,519
		10.3%		79.5%	20.5%		71.4%	28.6%
平成元年	123,255	14,309	2,593,753	1,987,274	606,479	1,218,735	823,283	395,452
		11.6%		76.6%	23.4%		67.6%	32.4%
11	126,686	21,187	3,759,996	2,370,949	1,389,047	2,067,196	1,144,361	922,835
		16.7%		63.1%	36.9%		55.4%	44.6%
12	126,920	22,271	3,997,942	2,507,966	1,489,976	2,190,545	1,209,655	980,890
		17.5%		62.7%	37.3%		55.2%	44.8%
13	127,291	22,869	4,190,897	2,575,781	1,615,116	2,315,317	1,252,938	1,062,379
		18.0%		61.5%	38.5%		54.1%	45.9%
14	127,435	23,692	4,329,935	2,599,116	1,730,819	2,439,116	1,296,439	1,142,677
		18.5%		60.0%	40.0%		53.2%	46.8%
15	127,619	24,311	4,575,325	2,683,423	1,891,902	2,633,808	1,377,247	1,256,561
		19.0%		58.6%	41.4%		52.3%	47.7%

人口は、国勢調査による。ただし平成元・10・11・12・13・14・15年については、総務省統計局「10月1日現在推計人口」による。

救急救命士

消防庁では、「全ての救急隊に救急救命士が常時1名配置される体制」を目標に救急救命士の養成と、運用体制の整備を図っております。平成16年4月1日において、全国の消防本部のうち救急救命士を運用している消防本部の割合は98.5%、救急業務に従事している救急救命士数は13,505人となりました。

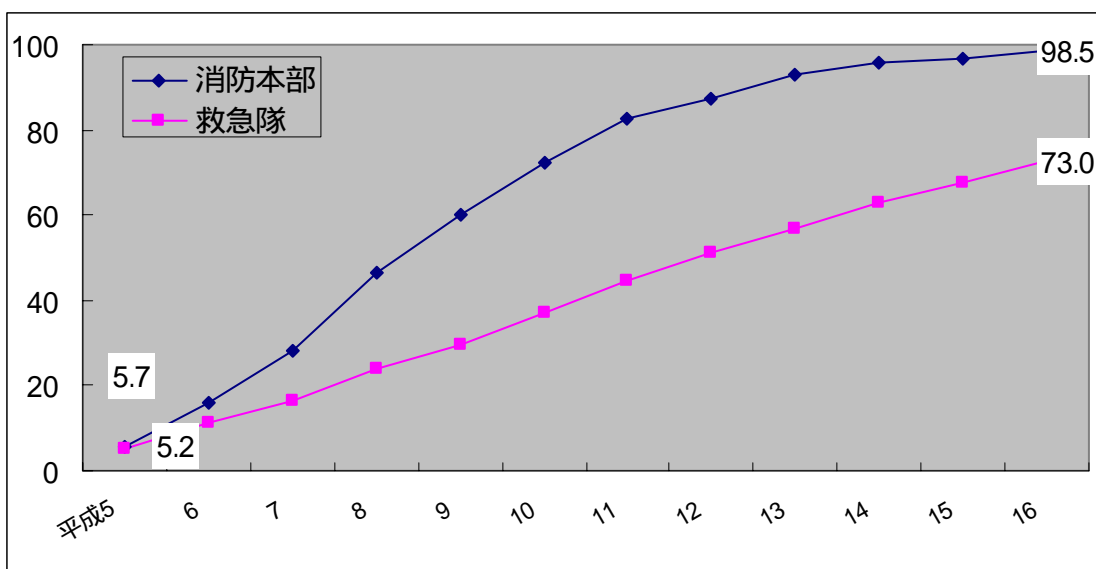
また、救急救命士が救急業務に従事している救急隊の割合は73.0%（昨年67.6%）になりました。

救急救命士の処置範囲拡大については「救急救命処置等」参照

平成16年4月1日現在、管理職等も含め救急救命士の資格を有する消防職員は15,303人となりました。救急業務に従事している救急救命士は13,505人です（救急隊員57,938人）。（救急救命士の数の推移については添付資料3参照）全国886消防本部のうち救急救命士を運用している消防本部の割合は98.5%を占める873本部となりました。（第5図参照）

また、全国4,704隊の救急隊のうち救急救命士が救急業務に従事している救急隊は年々増加しており、平成16年4月1日現在では73.0%を占める3,436隊となっています。このうち救急救命士が常時1名以上配置されている救急隊は78.1%となっています。しかしながら、都道府県による格差が依然としてあります。（第3表、附属資料2参照）

第5図 消防本部及び救急隊における救急救命士運用状況の推移



第3表 都道府県別救急救命士運用状況一覧表

平成16年4月1日現在

都道府県	救 急 隊			都道府県	救 急 隊		
	総 数 (a)	救命士が 救急業務 に従事し ている隊 (b)	比率 (b)/(a)		総 数 (a)	救命士が 救急業務 に従事し ている隊 (b)	比率 (b)/(a)
北海道	297	186	62.6%	滋 賀	56	45	80.4%
青 森	87	45	51.7%	京 都	78	67	85.9%
岩 手	82	68	82.9%	大 阪	189	184	97.4%
宮 城	76	62	81.6%	兵 庫	166	157	94.6%
秋 田	74	38	51.4%	奈 良	57	34	59.6%
山 形	56	36	64.3%	和歌山	61	48	78.7%
福 島	113	44	38.9%	鳥 取	30	16	53.3%
茨 城	139	92	66.2%	島 根	64	36	56.3%
栃 木	81	62	76.5%	岡 山	95	57	60.0%
群 馬	92	59	64.1%	広 島	122	103	84.4%
埼 玉	210	171	81.4%	山 口	69	52	75.4%
千 葉	197	146	74.1%	徳 島	39	24	61.5%
東 京	223	220	98.7%	香 川	39	35	89.7%
神奈川	192	186	96.9%	愛 媛	70	47	67.1%
新 潟	130	73	56.2%	高 知	48	37	77.1%
富 山	58	50	86.2%	福 岡	138	113	81.9%
石 川	48	41	85.4%	佐 賀	40	29	72.5%
福 井	48	27	56.3%	長 崎	74	36	48.6%
山 梨	54	27	50.0%	熊 本	90	50	55.6%
長 野	115	82	71.3%	大 分	59	26	44.1%
岐 阜	118	81	68.6%	宮 崎	35	35	100.0%
静 岡	134	97	72.4%	鹿 児 島	99	35	35.4%
愛 知	210	186	88.6%	沖 縄	57	34	59.6%
三 重	95	57	60.0%	合 計	4,704	3,436	73.0%

附属資料2 救急救命士の運用年次推移

平成16年4月1日現在

区 分	全本部数	救命士が 救急業務 に従事し ている 本部数	割合	全救急隊数	救命士が 救急業務 に従事し ている 隊数	割合
平成6年	931	148	15.9%	4,331	499	11.5%
平成7年	931	263	28.2%	4,387	730	16.6%
平成8年	925	430	46.5%	4,416	1,057	23.9%
平成9年	923	554	60.0%	4,483	1,333	29.7%
平成10年	920	666	72.4%	4,515	1,678	37.2%
平成11年	911	751	82.4%	4,553	2,040	44.8%
平成12年	907	792	87.3%	4,582	2,345	51.2%
平成13年	904	842	93.1%	4,563	2,592	56.8%
平成14年	900	862	95.8%	4,596	2,884	62.8%
平成15年	894	866	96.9%	4,649	3,142	67.6%
平成16年	886	873	98.5%	4,704	3,436	73.0%

附属資料3 救急救命士の数の推移

区 分	救命士の資格を有する消防職員数	救急業務に従事している救命士数
平成4年	591	483
平成5年	1,003	541
平成6年	1,798	1,369
平成7年	2,748	2,232
平成8年	4,164	3,338
平成9年	5,524	4,556
平成10年	6,920	5,846
平成11年	7,523	6,757
平成12年	9,027	8,016
平成13年	10,497	9,461
平成14年	12,068	10,823
平成15年	13,728	12,152
平成16年	15,303	13,505

(注) 平成4年から7年については8月1日現在、平成8年から10年については7月1日現在、平成11年以降については4月1日現在の数値である。

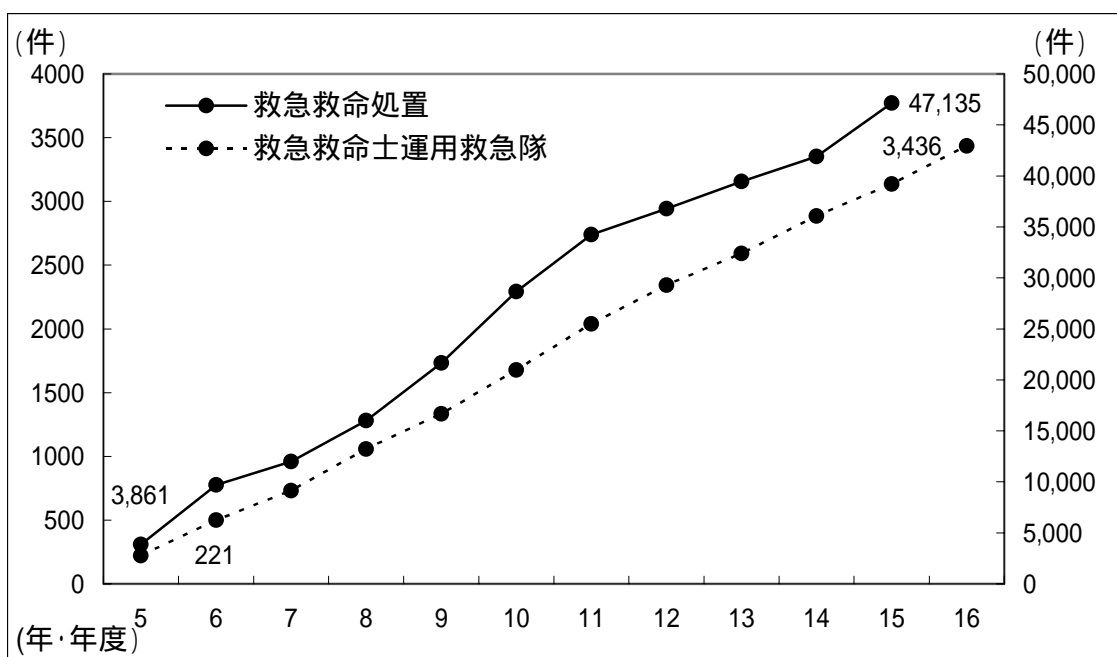
救急救命処置等

救急救命士は救急救命士法に基づく救急救命処置を実施することができ、その実施件数は年々増加(平成15年中の実施件数47,135件前年比12.3%増)しており、国民の救命効果の向上に大きく貢献しています。

救急救命士の処置範囲の拡大については、包括的指示下での除細動については平成15年4月より、気管挿管については平成16年7月より実施可能となりました。また、薬剤投与についても平成18年4月実施を目途に準備を行っています。

救急救命士法に基づく救急救命処置の実施件数は、救急救命士運用隊の増加とともに年々増加しており、「器具による気道確保」「除細動」「静脈路確保」の合計実施件数は47,135件であり、前年と比較して12.3%の増加となりました。平成15年4月1日から「除細動」が医師の具体的な指示を要することなく実施できることとなったため増加しています。(第6図・附属資料4参照)

第6図 救急救命処置実施件数と救急救命士運用隊の推移



附属資料4 救急救命士による救急救命処置の実施件数

(単位：件)

処置内容		気道確保	除細動	静脈路確保	合計
処 置 実 績	平成5年中	2,191	808	862	3,861
	平成6年中	6,538	1,261	1,888	9,687
	平成7年中	7,769	1,500	2,716	11,985
	平成8年中	10,491	1,918	3,587	15,996
	平成9年中	14,572	2,456	4,632	21,660
	平成10年中	19,513	2,995	6,146	28,654
	平成11年中	23,111	3,557	7,568	34,236
	平成12年中	25,101	4,134	7,542	36,777
	平成13年中	26,715	4,860	7,882	39,457
	平成14年中	27,823	5,822	8,317	41,962
	平成15年中	30,968	8,031	8,136	47,135
	対前年 増減率	11.3%	37.9%	2.1%	12.3%

包括的指示による除細動の効果(大都市)

	心肺停止 患者数	除細動実施数		心拍再開数 / 除細動実施数		1ヶ月生存数 / 除細動実施数	
		人	比率	人	比率	人	比率
平成 14年 度中	22,978人	1,963	8.5%	545	27.8%	251	12.8%
平成 15年 度中	23,214人	2,861	12.3%	970	33.9%	431	15.1%
前年 比較	236人	898	3.8 point	425	6.1 point	180	2.3 point

大都市：政令指定都市及び東京都特別区(事務委託団体を含む)

(注)：心肺停止患者には除細動の可能性の低い症例(心肺停止の時点を目撃されていない症例、外傷を伴う非心原性症例)を含む。

平成15年度から医師の包括的指示により除細動が可能となった。

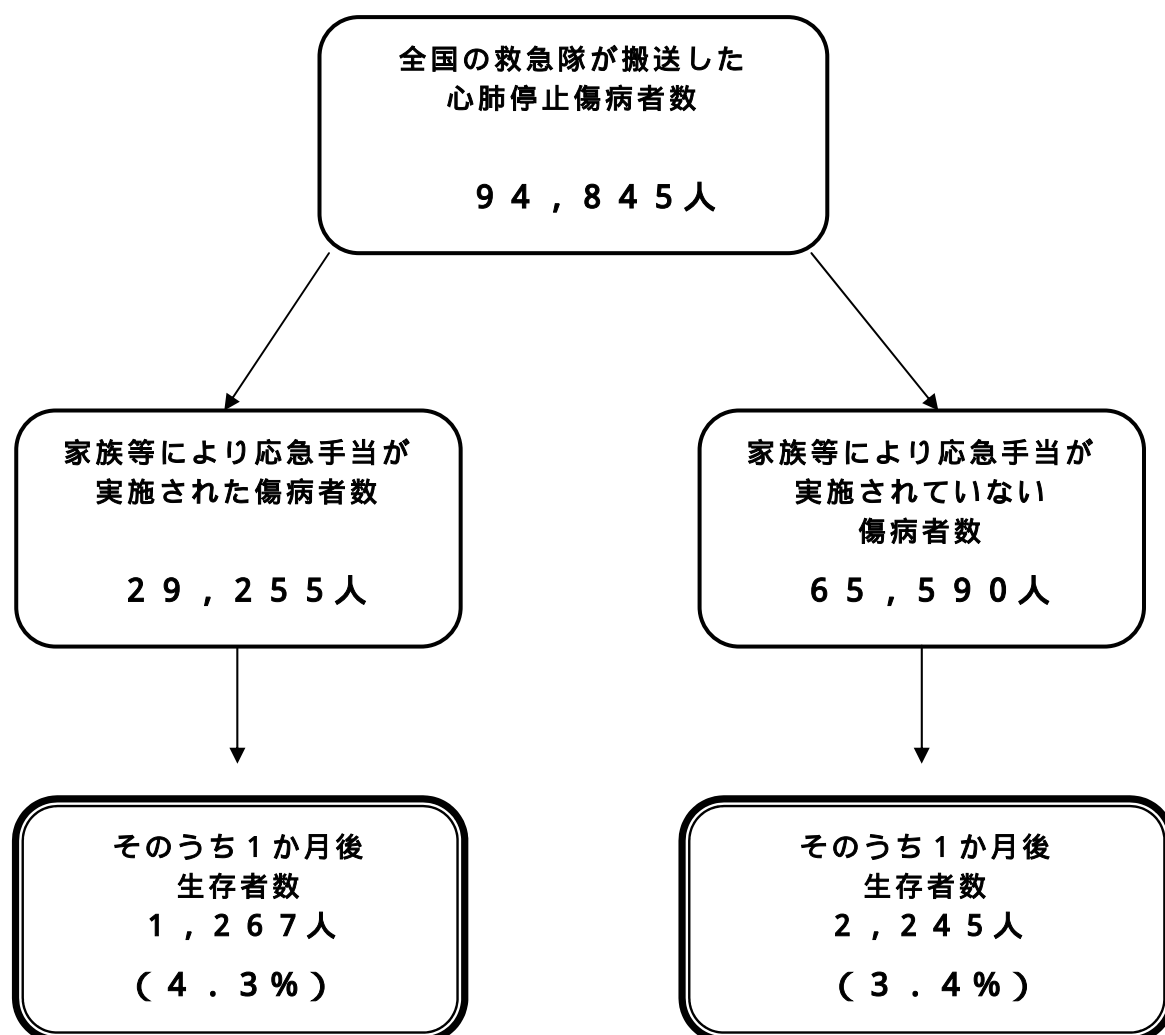
応急手当関係

救急隊が到着するまでの全国平均時間は6.3分であり、この間に救急現場に居合わせた人により応急手当が実施されることは、救命効果の向上につながります。

下図は、平成15年中における全国の救急隊が搬送した全ての心肺停止傷病者について、救急隊の到着時に家族等により応急手当が実施されていた場合と実施されていない場合とで、1ヶ月後の生存者の割合を比較対比したものです。

これを見ると、家族等により応急手当が実施された場合の方が、0.9ポイント(約1.3倍)救命効果が高いことが認められます。

応急手当の救命効果（平成15年中）



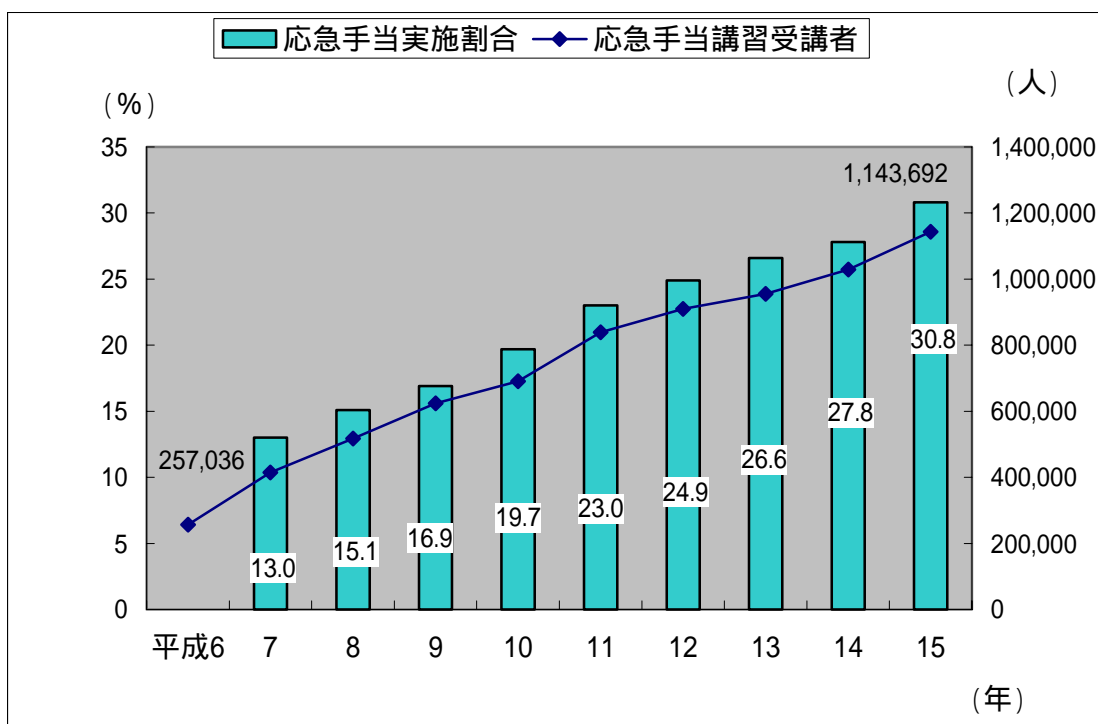
消防庁では救命効果の向上を図るため、住民に対する応急手当の普及啓発活動を推進しており、受講者数は年々増加しています。

平成15年中に全国の消防機関が行った応急手当普及講習は、前年と比べて約11.1%増加し、受講人数が114万人を超え、国民の約111人に1人が受講したこととなります。

消防庁では「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき、住民に対する応急手当普及講習として普通救命講習（3時間コース）と上級救命講習（8時間コース）を推進しています。

応急手当普及講習受講者数の増加に伴い、心肺停止傷病者に対する応急手当の実施件数は年々増加し、救命効果の向上に貢献しています。（第7図、附属資料5参照）

第7図 応急手当講習受講者数と心肺停止傷病者に対する応急手当実施割合の推移



応急手当実施割合については、平成7年からの調査項目。

附属資料5 住民に対する応急手当普及講習修了者数の推移

(単位：人)

区分 年中	住民に対する応急手当普及講習修了者数		
	普通救命講習	上級救命講習	小 計
平成7年	395,045	19,212	414,257
平成8年	491,300	25,758	517,058
平成9年	589,798	33,670	623,468
平成10年	655,700	34,807	690,507
平成11年	797,979	41,135	839,114
平成12年	861,699	48,393	910,092
平成13年	901,039	53,795	954,834
平成14年	970,898	58,410	1,029,308
平成15年	1,081,946	61,746	1,143,692
対前年 増加率	11.4%	5.7%	11.1%
平成15年中応急手当普及講習修了者数 (A)			1,143,692
総人口 (B) (平成12年国勢調査)			126,925,843
(B / A)			111.0

救助活動の概要

平成15年中の救助出動の件数は8万824件であり、これを前年と比較すると、救助出場件数2,979件（3.8%）増加し、救助活動件数も1,396件（2.8%）増加しています。このうち、交通事故による出動件数が3万6,034件で全体の救助出動件数の44.6%と約半分を占めています。

平成16年4月1日現在の救助体制

救助隊()を設置している消防本部 851本部

構成市町村(受託市町村を含む) 2,942市町村

・救助隊数 1,494 隊
・救助隊員 24,262 人

消防法第36条の2の規定並びに救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）に定めるもの。

第4表 救助活動の状況

(平成15年中)

区分	救助出動件数	救助活動件数	救助人員
平成15年中	80,824件	51,810件	52,301人
平成14年中	77,845件	50,414件	52,278人
対前年増減数	2,979件	1,396件	23人
対前年増減率(%)	3.8%	2.8%	0.04%

* 救助出動件数とは、消防機関が救助活動を行う目的で出動した件数です。

* 救助活動件数とは、救助出動件数のうち実際に救助活動を実施した件数です。

第5表 事故種別救助活動状況

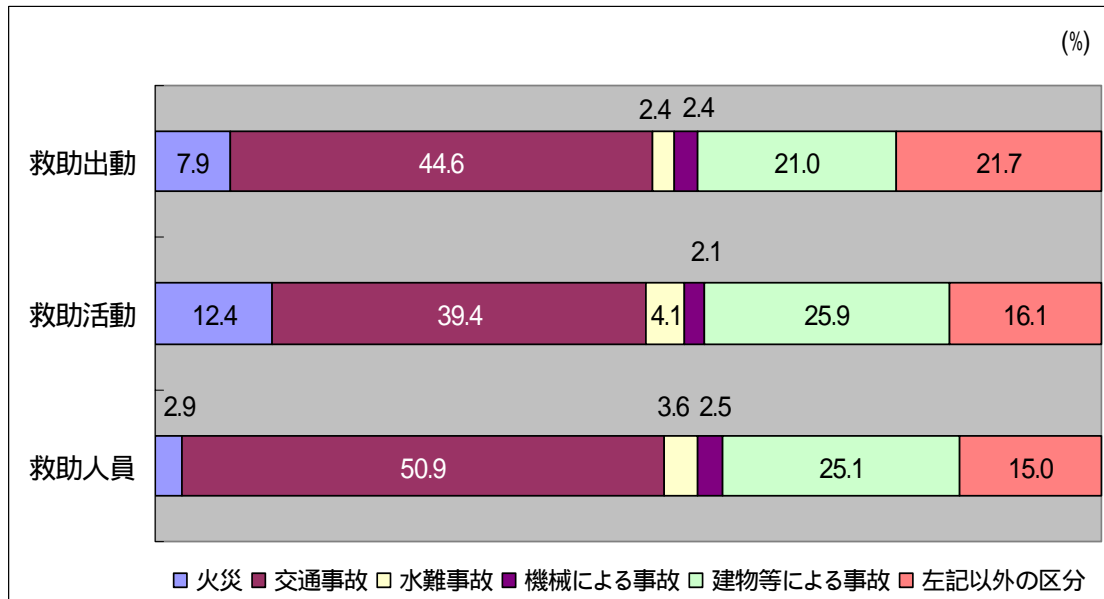
(平成15年中)

区分	火災	交通事故	水難事故	自然災害	機械による事故	建物等に	ガス及び酸欠事故	爆発事故	その他	合計
救助出動	6,418	36,034	3,243	244	1,924	16,964	236	10	15,751	80,824
	7.9%	44.6%	4.0%	0.3%	2.4%	21.0%	0.3%	0.0%	19.5%	100%
救助活動	6,418	20,414	2,143	118	1,066	13,432	125	3	8,091	51,810
	12.4%	39.4%	4.1%	0.2%	2.1%	25.9%	0.2%	0.0%	15.6%	100%
救助人員	1,491	26,646	1,891	243	1,313	13,142	103	1	7,471	52,301
	2.9%	50.9%	3.6%	0.5%	2.5%	25.1%	0.2%	0.0%	14.3%	100%

* %は構成比を示します。

* 火災時の救助出動件数は、出動し実際に救助活動を実施した場合に出動件数として計上しています。したがって救助出動件数と救助活動件数は同数となっています。

第8図 事故種別救助活動状況



第6表 救助体制の現状

(平成16年4月1日現在)

区分	救助隊設置 消防本部	救助業務実 施市町村数	救助隊数	救助隊員数
平成16年4月1日現在	851	2,942	1,494	24,262
平成15年4月1日現在	859	3,035	1,493	24,027
対前年増減数	8	93	1	235
対前年増減数(%)	0.9	3.1	0.1	1.0

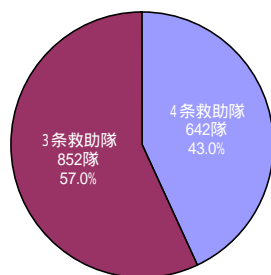
第7表 専任、兼任別救助隊及び救助隊員の内訳

(平成16年4月1日現在)

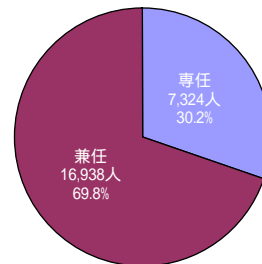
区分	救助隊数			救助隊員数		
	計	専任	兼任	計	専任	兼任
総務省令第3条に定める救助隊	1,494	497	997	24,262	7,324	16,938
上記のうち、第4条に 定める救助隊	642	428	214	10,435	6,244	4,191
第3条救助隊に対する 第4条救助隊の割合	43.0%	86.1%	21.5%	43.0%	85.3%	24.7%

第4条に定める救助隊とは、第3条に定める救助隊よりさらに高度な人命救助のための資機材を装備した隊をいいます。

第9図 3, 4条に定める救助隊及び3条に定める専任、兼任救助隊別の割合



3, 4条に定める救助隊別の割合



3条に定める救助隊別の専任救助隊員数と兼任救助隊員数の割合

消防・防災ヘリコプターによる活動

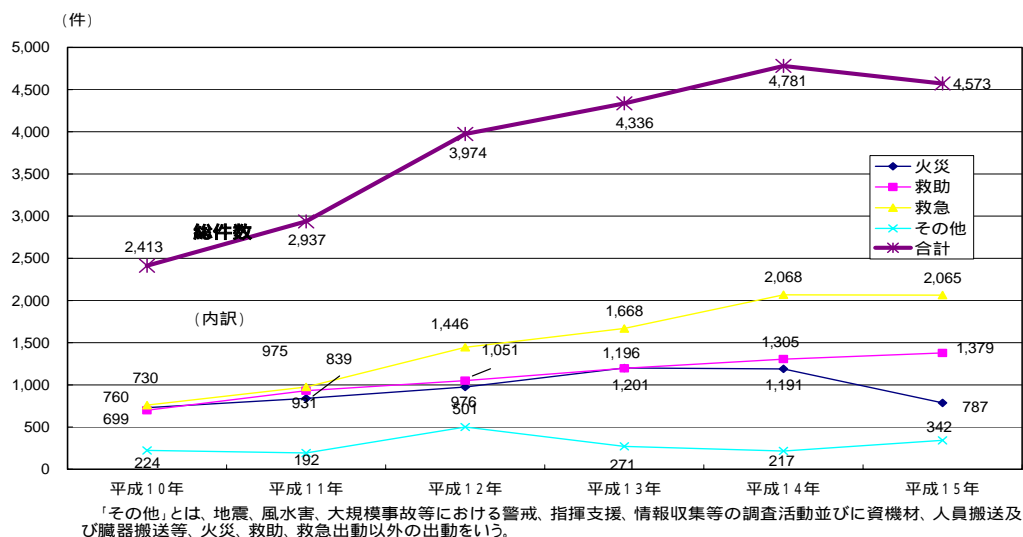
平成15年中の消防防災ヘリコプターの活動は4,573件で、平成14年同様に4,500件を超えています。そのうち、救急搬送件数は2,065件です。

昨年6月、消防組織法等が改正され、都道府県航空隊が航空機（ヘリコプター等）を用いて管内市町村の消防を支援できることが法制上明確となったことから、今後ますます消防防災ヘリコプターの活用が促進されることが期待されます。

消防防災ヘリコプターは、平成16年4月1日現在、全国で68機が整備され、4,500件以上の災害に出動しています。

医師をピックアップして救急現場に向かう等の取り組みも増えてきており、ヘリコプターによる救急搬送体制の整備が進められています。

第10図 消防防災ヘリコプターによる出動状況(平成10年～平成15年)



第8表 消防防災ヘリコプターの配備推移

	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
消防ヘリ	26	26	27	27	27	27	27	27
防災ヘリ	32	37	39	40	41	41	41	41
計	58	63	66	67	68	68	68	68

(3) 消防防災ヘリコプターの保有状況

保有状況 (平成16年4月1日現在) 68機 (44都道府県、51団体)

消防機関保有ヘリコプター 27機 (12政令市(さいたま市除く)、東京消防庁、岡山市)

道県保有ヘリコプター 41機 (37道県)

未配備都道府県数 3県 (佐賀県、宮崎県、沖縄県)

宮崎県は平成16年度中運航開始予定

第9表 消防機関保有ヘリコプターの状況

平成16年4月1日現在

団体名	保有機数	団体名	保有機数
札幌市消防局	1	京都市消防局	2
仙台市消防局	1	大阪市消防局	2
千葉市消防局	2	神戸市消防局	2
東京消防庁	6	岡山市消防局	1
川崎市消防局	2	広島市消防局	1
横浜市消防局	2	北九州市消防局	1
名古屋市消防局	2	福岡市消防局	2
		計 (14 団体)	27

第10表 道県保有ヘリコプターの状況

平成16年4月1日現在

団体名	保有機数	団体名	保有機数
北海道	2	滋賀県	1
青森県	1	兵庫県	1
岩手県	1	奈良県	1
宮城県	1	和歌山県	1
秋田県	1	鳥取県	1
山形県	1	島根県	1
福島県	1	広島県	1
茨城県	1	山口県	1
栃木県	1	徳島県	1
群馬県	1	香川県	1
埼玉県	2	愛媛県	1
新潟県	1	高知県	1
富山県	1	長崎県	1
石川県	1	大分県	1
福井県	1	熊本県	1
山梨県	1	鹿児島県	1
長野県	1	計 (37 団体)	41
岐阜県	2		
静岡県	2		
愛知県	1		
三重県	1		